

○中主町立地域総合センター設置条例

（昭和53年3月28日）
（条例 第18号）

改正 平成12年12月27日条例第56号 平成15年3月28日条例第9号

（目的）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく隣保事業を実施するため、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うことを目的として、中主町立地域総合センター（以下「地域センター」という。）を設置する。

（名称および所在地）

第2条 地域センターの名称および所在地は、次のとおりとする。

名 称 中主町立有隣館

所在地 中主町大字北比江85番地

（事業）

第3条 地域センターは、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 社会調査および研究事業に関すること。
- (2) 各種相談援助事業に関すること。
- (3) 人権問題に係る啓発および広報活動に関すること。
- (4) 教養、文化活動等地域住民の交流の促進に関すること。
- (5) 地域における様々な生活上の課題解決を図るために地域福祉の推進に関すること。
- (6) 就労の安定に関すること。
- (7) その他町長が必要と認めること。

（職員）

第4条 地域センターには、館長その他の職員を置く。

（使用料）

第5条 地域センターの使用料は、別表に定めるところによる。

2 町長は、規則で定める特別の理由があるときは、使用料を減額し、または免除

することができる。

3 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、町長は、規則で定める特別の理由があるときは、その全部または一部を還付することができる。

（使用申請および許可）

第6条 地域センターを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ町長に使用の申請をし、その許可を受けなければならない。使用者が許可された事項を変更する場合も同様とする。

（使用許可の制限）

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、地域センターの使用を許可しない。

- (1) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設および設備を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 使用の性質によりけん騒を引き起こすおそれがあると認めるとき。
- (4) 他の使用者に著しく迷惑をかけるおそれがあると認めるとき。
- (5) 集団的または常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (6) その他管理上支障があると認めるとき。

（使用許可の取消し等）

第8条 町長は、地域センターの使用を許可された者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限すること（以下「取消し等」という。）ができる。

- (1) この条例またはこれに基づく規則の規定に違反して使用しようとするとき、または使用したとき。
- (2) 使用中において、著しく秩序を乱す行為があったとき。
- (3) 使用に関して職員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。
- (4) 町または教育委員会が、緊急に使用する理由が生じたとき。

（損害賠償）

第9条 使用者は、使用中に地域センターの施設、設備等を汚損し、破損し、もしくは滅失したときは、原状に回復し、またはそれによって生じた損害を賠償しなければならない。

D
中主町
②四二一
三九五九

第8編 民生（中主町立地域総合センター設置条例）

- 2 前条の規定による取消し等を行った場合において、町長は、当該取消し等に伴う損害賠償の責めを負わない。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののはか、地域センターの管理および運営その他必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

- 1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。
2 中主町立有隣館設置条例（昭和37年中主町条例第8号）は、廃止する。

付 則（平成12年条例第56号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則（平成15年条例第9号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

中主町立地域総合センター使用料

区分	施設区分
使用時間1時間につき	集会室、和室、研修室および調理室 200円

備考 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを切り上げる。

D
〔中主町②四一〕 三九六〇